

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 神稲建設株式会社  
法人番号: 7100001023033  
住所: 長野県飯田市主税町18番地
- 指名停止措置期間: 令和4年3月25日から令和4年4月7日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲: 関東地方測量部管内
- 事実概要:

神稲建設株式会社は、木曽広域連合発注の木曽クリーンセンター旧炉施設の解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる事故を発生させた。

この事故について、同社及び現場代理人が、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、長野地方検察庁から公訴を提起された。

5. 指名停止措置理由:

物品の有資格登録業者である神稲建設株式会及び同社の現場代理人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措置要件	期間
1~7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)